

公示する制限措置等の内容

区分		内容
② 小 型 機 船 底 び き 網 漁 業	漁業種類	手繩第三種漁業（おきあさり貝けた網漁業）
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	1
	船舶の総トン数	3トン未満
	推進機関の馬力数	※定めなし
	操業区域	共同漁業権共第29号又は共第127号の設定区域
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	漁業協同組合 J F しまね浜田支所国府出張所の地区に住所又は事務所を有する漁業者
許可又は起業の認可を申請すべき期間		令和7年12月4日から令和8年1月3日まで